

令和2年度 高等学校等就学支援金制度のお知らせ

岐阜県教育委員会

就学支援金制度の概要について

1 制度の趣旨

高等学校授業料に充てる就学支援金を支給することにより、高等学校等教育に係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

2 就学支援金の受給要件（対象者）

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。
ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- 保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が、50万7,000円以上の方（年収目安約910万円以上の方）
※令和2年7月より市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額が304,200円以上の方に変更となります。
- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方
- 専攻科及び別科に在学している生徒、科目履修生、聴講生

3 支給額

就学支援金は、授業料相当額が支給されます。

課程	支給月額 (授業料月額)	支給年額
全日制	9,900円	118,800円
定時制	2,700円	32,400円

4 支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって国から受け取り、授業料に充当します。

☞ **本人又は保護者等が直接受け取るものではありません。**

5 手続きについて

入学時には**全員手続きを行う必要**があります。

「就学支援金手続きのご案内」により、必ず手続きを行ってください。

◆手続きの流れ（修業年限3年の場合）

